

鴨川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 16 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）」を加え、同項第 2 号及び同条第 2

項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 15 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 2 第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項（この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

- （2） 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の鴨川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき鴨川市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 82 条第 1 号エ及び附則第 16 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 15 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。